

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月9日

【発行者名】 バークレイズ・ポートフォリオ  
(Barclays Portfolios SICAV)

【代表者の役職氏名】 取締役 ニコラス・オドノーグ  
(Nicholas O'Donoghue)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ L - 1748、  
ルー・エマー通り6番地  
(6, rue Lou Hemmer, L - 1748 Senningerberg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名  
又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所  
又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

## 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

バークレイズ・ポートフォリオ -

バークレイズ・グローバルベータ

- 1 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1  
(Barclays GlobalBeta Portfolio 1)
- 2 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 2  
(Barclays GlobalBeta Portfolio 2)
- 3 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 3  
(Barclays GlobalBeta Portfolio 3)
- 4 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 4  
(Barclays GlobalBeta Portfolio 4)
- 5 . バークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5  
(Barclays GlobalBeta Portfolio 5)

バークレイズ・マルチマネジャー

- 1 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 1  
(Barclays MultiManager Portfolio 1)
- 2 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 2  
(Barclays MultiManager Portfolio 2)
- 3 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 3  
(Barclays MultiManager Portfolio 3)
- 4 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 4  
(Barclays MultiManager Portfolio 4)
- 5 . バークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5  
(Barclays MultiManager Portfolio 5)

## 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面株式・追加型

以下の各サブ・ファンドのクラスA(分配型・円建)株式、クラスA(累積型・円建)株式、クラスA(分配型・米ドル建)株式、クラスA(累積型・米ドル建)株式を募集します。

各クラス株式についての上限見込額は、以下のとおりです。

## パークレイズ・グローバルベータ

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 (注1)	2018年11月末現在 1株当たり純資産価格
1.	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 1	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,029億円	1,029.097円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約14億米ドル (約1,589億円)	13.747米ドル(注2)
2.	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 2	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,050億円	1,050.182円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約14億米ドル (約1,589億円)	13.628米ドル
3.	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 3	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,121億円	1,121.211円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約12億米ドル (約1,362億円)	12.375米ドル
4.	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 4	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,338億円	1,337.654円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約16億米ドル (約1,816億円)	15.503米ドル
5.	パークレイズ・ グローバルベータ・ ポートフォリオ 5	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,000億円	1,000円(注3)
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約16億米ドル (約1,816億円)	16.355米ドル

## パークレイズ・マルチマネジャー

	サブ・ファンド	募集クラス株式	上限見込額 (注1)	2018年11月末現在 1株当たり純資産価格
1.	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 1	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,033億円	1,033.151円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約10億米ドル (約1,135億円)	9.877米ドル
2.	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 2	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,102億円	1,101.682円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約10億米ドル (約1,135億円)	9.641米ドル
3.	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 3	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,111億円	1,110.712円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約10億米ドル (約1,135億円)	10.482米ドル
4.	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 4	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,184億円	1,183.589円
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約13億米ドル (約1,475億円)	12.922米ドル

5 .	パークレイズ・ マルチマネジャー・ ポートフォリオ 5	クラスA(円建)株式 (分配型/累積型)	約1,000億円	1,000円(注3)
		クラスA(米ドル建)株式 (分配型/累積型)	約13億米ドル (約1,475億円)	12.817米ドル

(注1) 上限見込額は、便宜上、2018年11月末日現在における各クラスA株式(分配型)の1株当たり純資産価格にそれぞれ1億株を乗じた金額を記載しています。

(注2) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 1、クラスA(米ドル建)株式については、2018年11月末日現在、分配型が運用されていないため、累積型の1株当たり純資産価格を記載しています。

(注3) パークレイズ・グローバルベータ・ポートフォリオ 5およびパークレイズ・マルチマネジャー・ポートフォリオ 5の各クラスA(円建)株式については、2018年11月末日現在、分配型、累積型いずれも運用されていないため、当初発行価格を記載しています。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書中、ポンド、米ドルおよびユーロの円貨換算は、特段の記載がない限り、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ポンド=145.01円、1米ドル=113.47円、1ユーロ=129.19円)によります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書中、「ファンド株式」または「株式」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号(改正済))に定義される「外国投資証券」を意味し、「株主」とは、同法に定義される「投資主」を意味します。

(注4) 各サブ・ファンドの正式名称は「パークレイズ・ポートフォリオ」と各サブ・ファンドの短縮名で構成されています。本書中では、冒頭に付すべき「パークレイズ・ポートフォリオ」が省略されている場合があります。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月28日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)につきまして、2019年3月28日付でファンドの管理会社に変更され、またファンドの関係法人および関係業務の変更があり、これらを反映するため、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

(注)下線または傍線部は訂正部分を示します。

### 第一部 証券情報

#### 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

##### (1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

バークレイズ・ポートフォリオ

(Barclays Portfolios SICAV)

(注1)バークレイズ・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の法律、特に、投資信託/投資法人に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)のパートの規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable(SICAV))です。ファンドは、バークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドを管理会社に任命しています。

(後略)

<訂正後>

バークレイズ・ポートフォリオ

(Barclays Portfolios SICAV)

(注1)バークレイズ・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の法律、特に、投資信託/投資法人に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)のパートの規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable(SICAV))です。ファンドは、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」といいます。)を管理会社に任命しています。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 外国投資法人の概況

##### (2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

##### 外国投資法人の基本的性格

ファンドは、ルクセンブルグの法律、特に、2010年法のパート の規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable(SICAV))です。

ファンドは、存続期間を無期限として2006年10月13日に設立されました。定款は、2006年10月25日に、ルクセンブルグの官報であるMémorial C, Recueil des Société et Associations(以下「メモリアル」といいます。)に公告されました。定款は2015年2月12日の臨時株主総会において変更され、当該変更は、2015年2月28日から効力が生じました。また、当該変更は、2015年2月18日にメモリアルに公告されました。ファンドは、ルクセンブルグの商業・法人登記所(Registre de Commerce et des Société)に登録されています(登録番号 B120390)。

(中略)

各サブ・ファンドの資産はそれぞれ分離され、各サブ・ファンドにそれぞれ適用される投資目的および投資方針に従って投資されます。

現在、ファンドには、合計で11本のサブ・ファンドがあります。日本においては、下記の10本のサブ・ファンドの株式が募集されます。各サブ・ファンドの正式名称は、以下の各サブ・ファンドの名称の冒頭にファンドの名称である「パークレイズ・ポートフォリオ」を付したのですが、本書中では省略するものとします。

(中略)

##### 株式のクラスに関する情報

(中略)

クラスA株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建相当額)として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスC株式は、初回申込最低金額を250,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建相当額)として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスI株式は、初回申込最低金額を10,000,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建相当額)として、主に、生命保険基金、退職基金または資産運用関連事業に従事する機関投資家を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることができません。いかなる場合においても、クラスI株式は機関投資家に限定されます。

クラスR株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建て相当額)として、主にこれに投資できる個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。クラスR株式は、英国の個人向け金融商品販売制度改革(以下「RDR」といいます。)の要件を満たすことができる株式で、管理会社または取締役の裁量で決定される場合にのみ購入されます。

クラスY株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建て相当額)として、主に個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

外国投資法人の基本的性格

ファンドは、ルクセンブルグの法律、特に、2010年法のパート の規定に準拠するアンブレラ型およびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託 (société d'investissement à capital variable (SICAV)) です。 ファンドは、ファンドロック・マネジメン・カンパニー・エス・エイを管理会社に任命しています。

ファンドは、存続期間を無期限として2006年10月13日に設立されました。定款は、2006年10月25日に、ルクセンブルグの官報であるMémorial C, Recueil des Société et Associations (以下「メモリアル」といいます。)に公告されました。定款は2015年2月12日の臨時株主総会において変更され、当該変更は、2015年2月28日から効力が生じました。また、当該変更は、2015年2月18日にメモリアルに公告されました。ファンドは、ルクセンブルグの商業・法人登記所 (Registre de Commerce et des Société) に登録されています (登録番号 B120390)。

(中略)

各サブ・ファンドの資産はそれぞれ分離され、各サブ・ファンドにそれぞれ適用される投資目的および投資方針に従って投資されます。

各サブ・ファンドについて募集されているすべてのクラスの一覧は、英文目論見書の別紙2に記載されています。

ファンドまたはその運営の何らかの点に関して苦情を申し立てることを希望する投資家は、英語にて無料で管理会社に苦情を提出することができます。

投資家は、管理会社のウェブサイト<https://www.fundrock.com/complaints-policy/>において苦情処理手順にアクセスすることができます。

現在、ファンドには、合計で11本のサブ・ファンドがあります。日本においては、下記の10本のサブ・ファンドの株式が募集されます。各サブ・ファンドの正式名称は、以下の各サブ・ファンドの名称の冒頭にファンドの名称である「パークレイズ・ポートフォリオ」を付したのですが、本書中では省略するものとします。

(中略)

株式のクラスに関する情報

(中略)

クラスA株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド (または該当クラスの取引通貨建相当額) として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社 (主販売会社) または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスC株式は、初回申込最低金額を250,000ポンド (または該当クラスの取引通貨建相当額) として、主に個人、法人および機関を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社 (主販売会社) または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

クラスI株式は、初回申込最低金額を10,000,000ポンド (または該当クラスの取引通貨建相当額) として、主に、生命保険基金、退職基金または資産運用関連事業に従事する機関投資家を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社 (主販売会社) または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。いかなる場合においても、クラスI株式は機関投資家に限定されます。

クラスR株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建て相当額)として、主にこれに投資できる個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。クラスR株式は、英国の個人向け金融商品販売制度改革(以下「RDR」といいます。)の要件を満たすことができる株式で、管理会社、投資運用会社(主販売会社)または取締役の裁量で決定される場合にのみ購入されます。

クラスY株式は、初回申込最低金額を1,000ポンド(または該当クラスの取引通貨建て相当額)として、主に個人を対象として販売されます。初回申込最低金額は、管理会社、投資運用会社(主販売会社)または取締役の事前の合意を条件として、減額または放棄されることがあります。

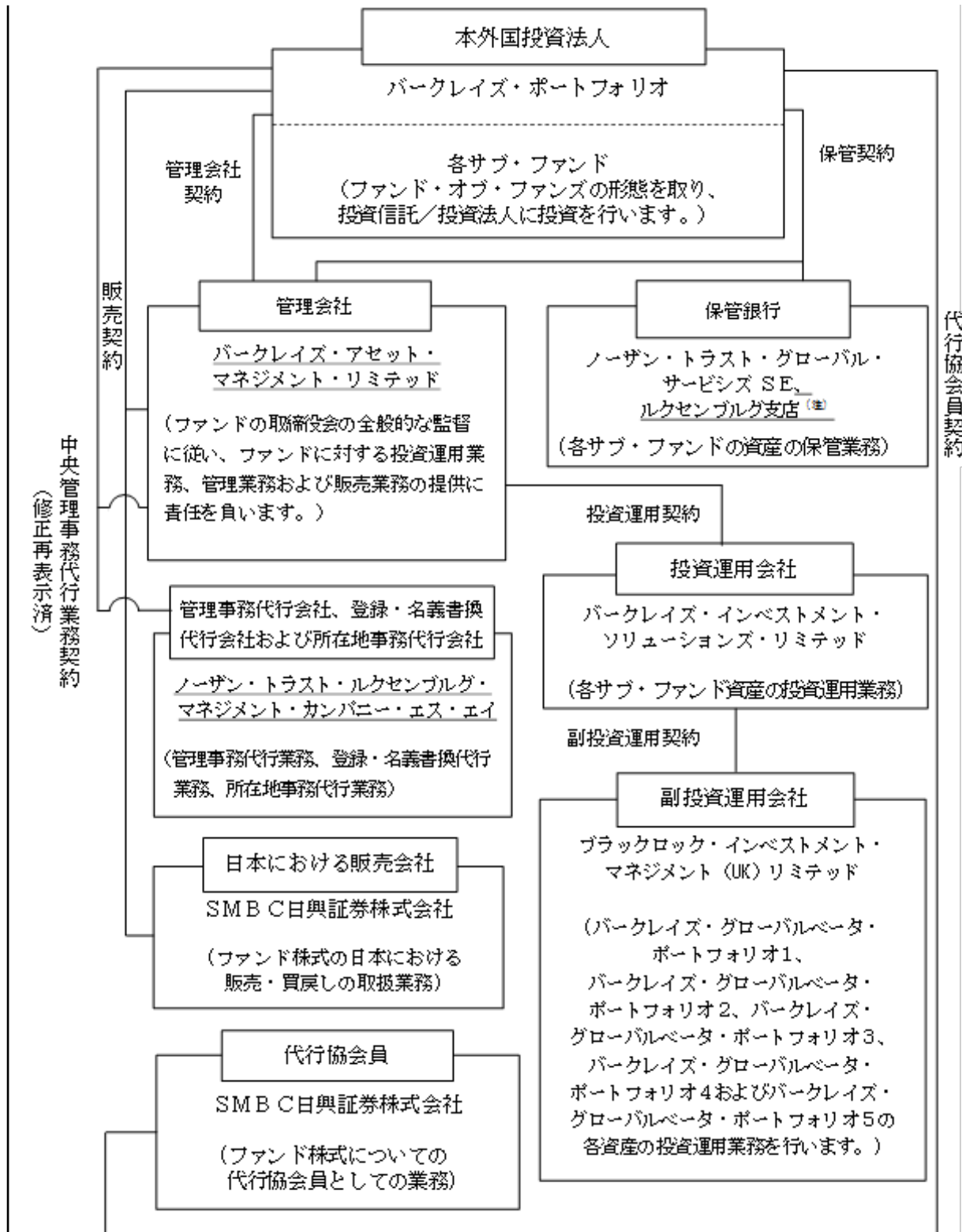
(後略)



## (3) 外国投資法人の仕組み

&lt;訂正前&gt;

## ファンドの仕組み



(注) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch) は、ルクセンブルグで設立された公開有限責任会社であり、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー (Northern Trust Global Services PLC) の完全子会社である1889 ホールディングス・エス・エー (1889 Holdings S.A.) との合併により、欧州会社に転換しました。その後、同社は2018年10月8日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SE、ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch) に商号を変更しました。法人としての変更はありません。以下同じです。

ファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

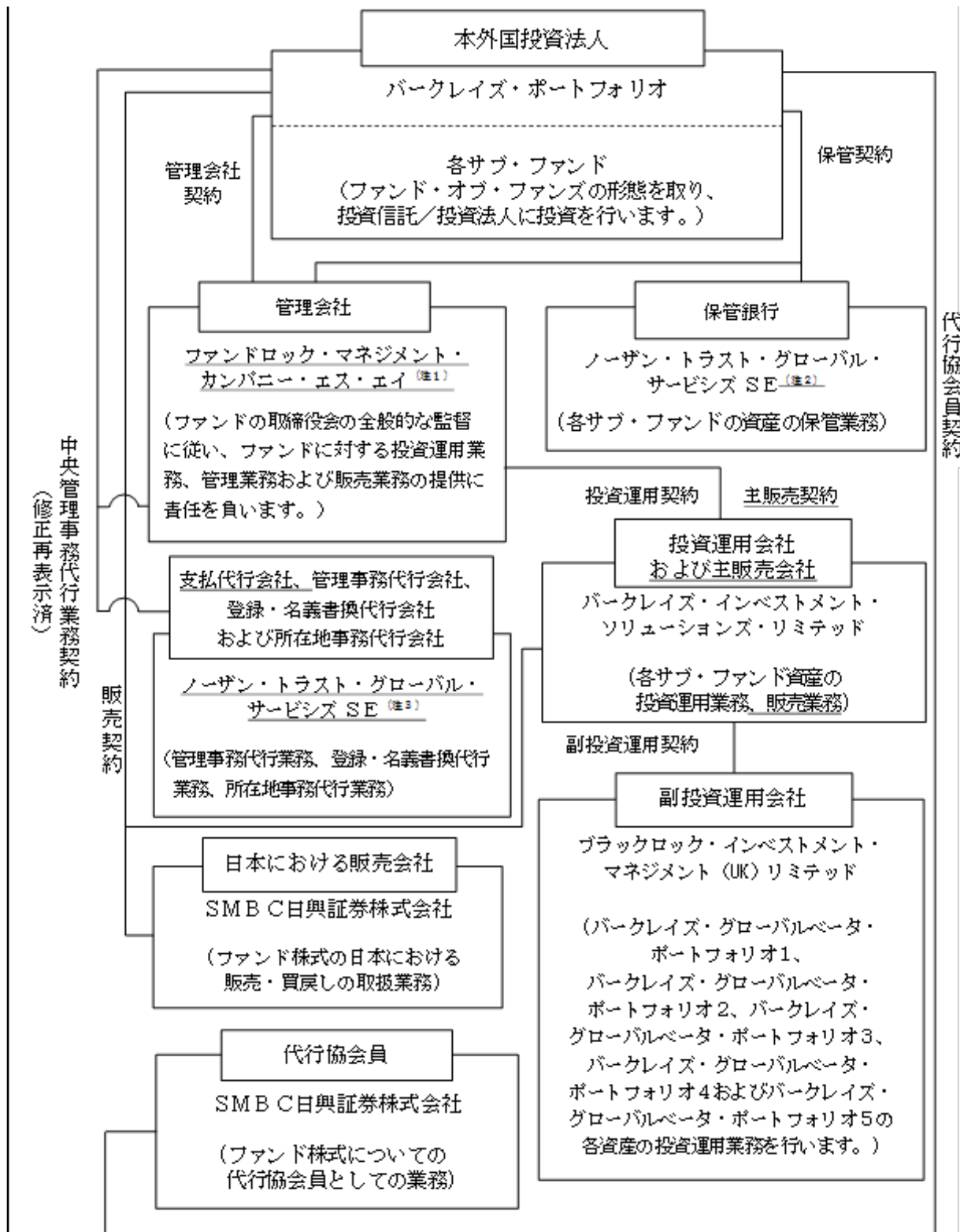
会 社 名	ファンド運営上の役割	契約及び委託内容
パークレイズ・ポートフォリオ (Barclays Portfolios SICAV)	本外国投資法人	定款および英文目論見書は、ルクセンブルグ法に従って、ファンドの資産の運用管理、ファンド株式の発行および買戻し等について規定しています。
パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド (Barclays Asset Management Limited)	管理会社	2016年3月18日付でファンドとの間で管理会社契約を締結(注1)
パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited)	投資運用会社	2016年3月18日付で管理会社とパークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「旧投資運用会社」といいます。 )の間で投資運用契約(注2)を締結。(2018年4月1日を効力発生日とする投資運用契約の更改契約により、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(以下「投資運用会社」といいます。 )が旧投資運用会社の地位を承継しています。 )
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	副投資運用会社	2016年7月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約(注3)(随時改訂されます。 )を締結。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE、ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)	保管銀行	2016年3月18日付でファンド、管理会社との間で保管契約(注4)を締結。
ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Northern Trust Luxembourg Management Company S.A. )	管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社	2016年3月18日付でファンド、管理会社との間で中央管理事務代行業務契約(2015年2月18日付の原契約を修正再表示済)(注5)を締結。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	2010年12月15日付でファンドとの間で代行協会員契約(注6)を締結。

(注1)管理会社契約とは、ファンドによって任命された管理会社が、取締役会の全般的な監督に従って、各サブ・ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負うことを約する契約をいいます。

- (注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社および取締役会の監督および指示に常に従って、各サブ・ファンドの資産の投資運用業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注3) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、投資運用会社から一部のサブ・ファンドの投資運用を再委託されることを約する契約をいいます。
- (注4) 保管契約とは、定款の規定に基づき、ファンドによって任命された保管銀行が、各サブ・ファンドの資産の保管業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注5) 中央管理事務代行業務契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、および所在地事務代行会社が、各サブ・ファンドについて、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務、登録・名義書換代行業務および所在地事務代行業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドによって任命された代行協会員が、各サブ・ファンドについて、目論見書の配布、1株当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書等の配布等、日本証券業協会規則により要求される代行協会員としての業務を行うことを約する契約をいいます。

&lt;訂正後&gt;

## ファンドの仕組み



(注1) 2019年3月28日付でファンドの管理会社がパークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドからファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更されました。管理会社は、2019年3月28日付でパークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドを本投資法人の主販売会社として任命しました。

(注2) ノーザン・トラスト・グローバル・サービス SE が2019年3月1日付で英国よりルクセンブルグへ移転したことにより、ノーザン・トラスト・グローバル・サービス SE、ルクセンブルグ支店の業務は同社に吸収されました。

(注3) ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、2019年3月1日付で、管理事務代行会社業務等を、ノーザン・トラスト・グローバル・サービス SE に移管しました。

## ファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会社名	ファンド運営上の役割	契約及び委託内容
パークレイズ・ポートフォリオ (Barclays Portfolios SICAV)	本外国投資法人	定款および英文目論見書は、ルクセンブルグ法に従って、ファンドの資産の運用管理、ファンド株式の発行および買戻し等について規定しています。
ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (FundRock Management Company S.A.)	管理会社	2019年3月28日付でファンドとの間で管理会社契約(注1)を締結。
パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited)	投資運用会社および主 販売会社	2019年3月28日付でファンド、管理会社との間で投資運用契約(注2)を締結。 2019年3月28日付でファンド、管理会社との間で主販売契約(注7)を締結。
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	副投資運用会社	2016年7月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約(注3)(随時改訂されます。)を締結。

<p>ノーザン・トラスト・グローバル・サービス SE (Northern Trust Global Services SE)</p>	<p>保管銀行、支払代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社</p>	<p>2016年3月18日付でファンド、パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「旧管理会社」といいます。)との間で保管契約(注4)を締結。 2019年3月28日付のファンド、管理会社、旧管理会社との間の更改契約により更改。 2016年3月18日付でファンド、旧管理会社およびノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイの間で締結された、中央管理事務代行業務契約(修正再表示済)(注5)について、2019年3月28日付のファンド、管理会社、旧管理会社およびノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイとの間の更改および修正契約により更改。  上記の両更改契約により、管理会社が旧管理会社の義務を承継し、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEがノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイの義務を承継しています。</p>
<p>S M B C 日興証券株式会社</p>	<p>代行協会員</p>	<p>2010年12月15日付でファンドとの間で代行協会員契約(注6)を締結。</p>

- (注1) 管理会社契約とは、ファンドによって任命された管理会社が、取締役会の全般的な監督に従って、各サブ・ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負うことを約する契約をいいます。
- (注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社および取締役会の監督および指示に常に従って、各サブ・ファンドの資産の投資運用業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注3) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、投資運用会社から一部のサブ・ファンドの投資運用を再委託されることを約する契約をいいます。
- (注4) 保管契約とは、定款の規定に基づき、ファンドによって任命された保管銀行が、各サブ・ファンドの資産の保管業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注5) 中央管理事務代行業務契約(修正再表示済)とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、および所在地事務代行会社が、各サブ・ファンドについて、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務、登録・名義書換代行業務および所在地事務代行業務を行うことを約する契約をいいます。

- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドによって任命された代行協会員が、各サブ・ファンドについて、目論見書の配布、1株当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書等の配布等、日本証券業協会規則により要求される代行協会員としての業務を行うことを約する契約をいいます。
- (注7) 主販売契約とは、管理会社によって任命された主販売会社をファンドの株式の世界全体の主たる販売会社として任命することを約する契約をいいます。

## (4) 外国投資法人の機構

&lt;訂正前&gt;

外国投資法人の統治に関する事項

(中略)

(ロ) 外国投資法人の内部管理の組織、人員および手続き

(中略)

管理会社

ファンドは、ファンドおよび管理会社間の管理会社契約(その時々<sup>の</sup>改正を含みます。)(以下「管理会社契約」といいます。)に従い、2010年法の意味の範囲内におけるファンドの管理会社としての業務を提供するためにパークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドを任命しました。

パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドは、取締役会の全般的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

管理会社は、EU指令のサービス提供自由の条項に基づいて、ファンドの管理会社として行ないます。管理会社は、その業務委託の取決め、リスク管理手続、慎重規則および監督、管理会社によるEU規則に基づき授権されたUCITSの管理・運用に関する適用ある慎重規則ならびに管理会社の報告要件を含む、管理会社の組織に関連するFCA規則(2010年法の目的上、管理会社の本国である加盟国の規則にあたります。)を遵守することが要求されます。管理会社は、ファンドの構成および機能に関し、2010年法を遵守するものとします。

FCA規則に従い、かつファンドの事前の承認を得た上で、管理会社は、その義務および権限の全部または一部をいかなる者またはいかなる事業体に対しても委託することができます。管理会社がファンドに対して当該機能を履行する責任は、かかる委託によって影響を受けません。

報酬方針

管理会社は、EU指令を確実に遵守するため、報酬方針を策定しています。報酬方針は、その活動がサブ・ファンドのリスク特性に重大な影響を与える管理会社の従業員および上級管理職に報酬規則を課すものです。管理会社は、その報酬方針および実務が健全かつ効率的なリスク管理と一致していることを確保するとともに、サブ・ファンドのリスク特性および定款と矛盾するリスクテイクを奨励せず、EU指令に一致させるようにします。管理会社は、報酬方針が、ファンド、サブ・ファンドおよび株主の事業戦略、目的、価値および利益と常に一致していること、ならびに( )評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われることを確保するため、ファンドの投資者に対して推奨される保有期間に適合する複数年の枠組みで定められた実績の評価、( )報酬の合計における固定部分と変動部分の適切なバランスならびに( )すべての該当する利益相反が常に適切に管理されることを確保する手段を含むことを確保します。

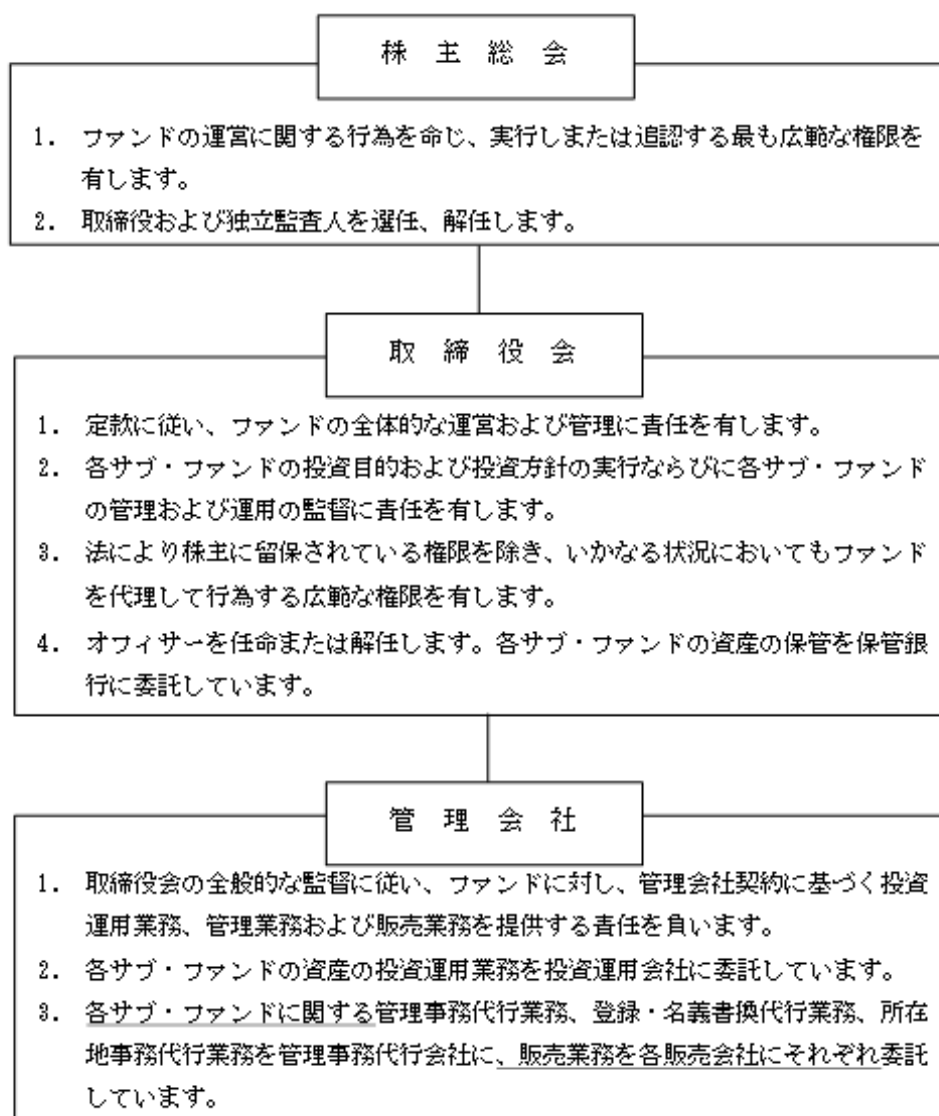
報酬方針に関する詳細は、ウェブサイト[www.barclaysinvestments.com](http://www.barclaysinvestments.com)で入手することができます。報酬方針は、請求すれば管理会社より無料で入手できます。

(ハ) 公認法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)

(中略)



ファンドの運用および管理の機構は、次の図の通りです。



（後略）

<訂正後>

外国投資法人の統治に関する事項

（中略）

（ロ）外国投資法人の内部管理の組織、人員および手続き

（中略）

管理会社

ファンドは、ファンドおよび管理会社間の管理会社契約（その時々<sup>1</sup>の改正を含みます。）（以下「管理会社契約」といいます。）に従い、2010年法の意味する範囲内におけるファンドの管理会社としての業務を提供するためにファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイを任命しました。

ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、取締役の全般的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、公開有限責任会社として設立されました。管理会社は、2010年法に基づき、同法第15章に定められた管理会社として行為することをCSSFにより認可されています。

2010年法およびファンドの事前の承認に基づき、管理会社はその権限および義務の全部または一部をいずれかの者または事業体に委託することがあります。その機能の履行のため、ファンドに対する管理会社の責任は、委託による影響を受けません。

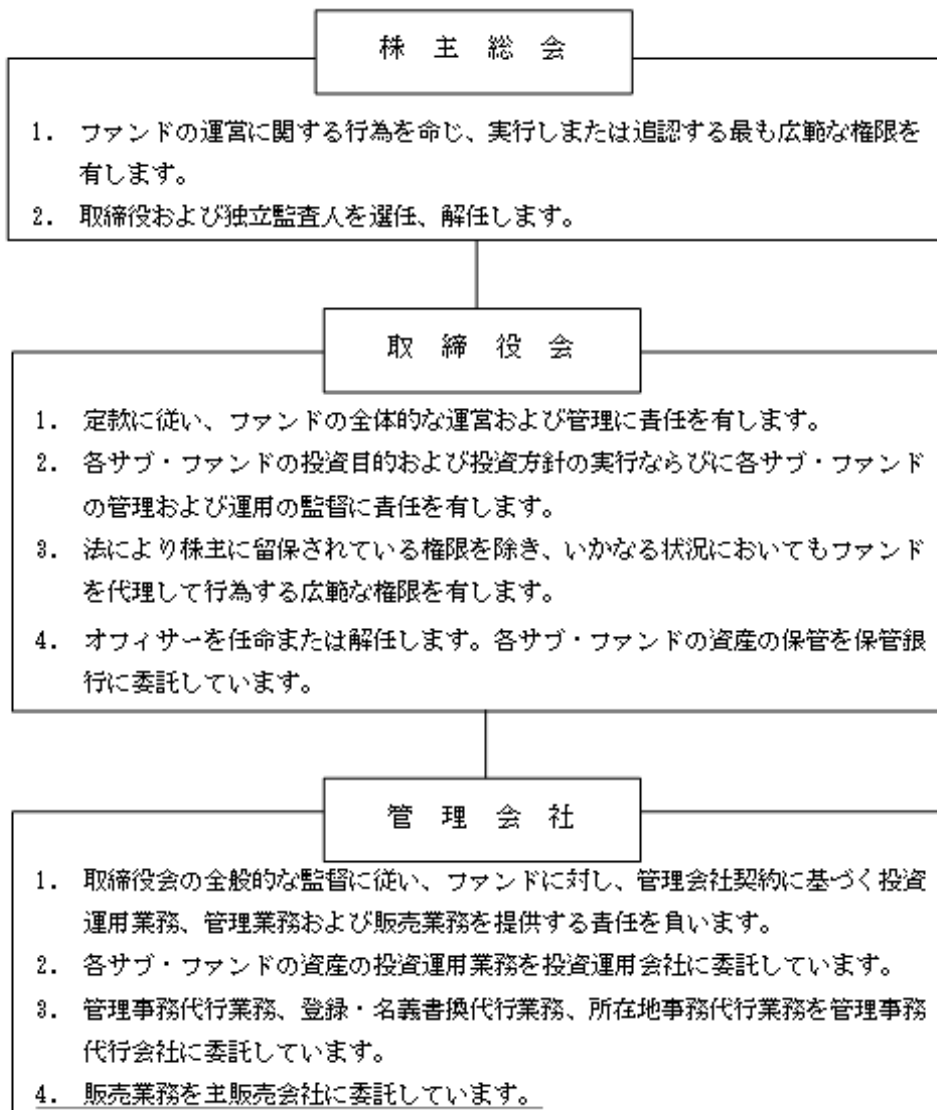
(八) 公認法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé)

(中略)

(二) 外国投資法人による関係法人に対する管理体制

(中略)

ファンドの運用および管理の機構は、次の図の通りです。



(後略)

## 2 投資方針

### (4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

#### 1. 譲渡可能有価証券および流動資産への投資

(A) ファンドは、以下にのみ投資するものとします。

(中略)

- ( ) EU加盟国内外のUCITSの株式/受益証券ならびにその他のUCIの株式/受益証券、ただし、
- その他のUCIは以下の法律に基づき承認されていることを条件とします。(a) ヨーロッパ連合の加盟国の法律、(b) カナダ、香港、日本、ノルウェー、スイスまたはアメリカ合衆国の法律、(c) その他の国の法律の場合には、CSSFがEU法に定めるものと同等であると判断する監督に服しており、かつ監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定していることを条件とします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### 1. 譲渡可能有価証券および流動資産への投資

(A) ファンドは、以下にのみ投資するものとします。

(中略)

- ( ) EU加盟国内外のUCITSの株式/受益証券ならびにその他のUCIの株式/受益証券、ただし、
- その他のUCIは以下の法律に基づき承認されていることを条件とします。(a) ヨーロッパ連合の加盟国の法律、(b) カナダ、香港、日本、ノルウェー、スイス、英国またはアメリカ合衆国の法律、(c) その他の国の法律の場合には、CSSFがEU法に定めるものと同等であると判断する監督に服しており、かつ監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定していることを条件とします。

(後略)

## 3 投資リスク

<訂正前>

### (1) リスク要因

(中略)

エマージング市場

(中略)

29. MiFID 2により、管理会社および投資運用会社に新たな法令上の義務が生じます。これらの法令上の義務は、管理会社および投資運用会社、本投資法人ならびに/またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性があります。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当ある場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス(以下「DMA」といいます。)サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものです。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) リスク要因

## (イ) 一般的なリスク要因

(中略)

## エマージング市場

(中略)

29. MiFID 2により、投資運用会社に新たな法令上の義務が生じます。これらの法令上の義務は、投資運用会社、本投資法人ならびに/またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性があります。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当ある場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス(以下「DMA」といいます。)サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものです。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

## (3) 管理報酬等

## &lt;訂正前&gt;

## 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額について、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額の年率2%を上限とする報酬を、適切な領収書で裏付けられる費用と共に請求する権利を有します。

管理会社はまた、ファンドの資産から弁護士報酬、宅配便手数料および通信費および経費(通常の商業レートによるものとし、付加価値税(もしあれば)が含まれます。)を含む支出額の払戻しを受ける権利を有するものとします。

投資運用会社および販売会社の各報酬は、管理会社が受領する管理報酬から管理会社により支払われます。

また、代行協会員は、管理報酬の中から、日本の投資家が購入したクラスA株式の日々の平均純資産総額の年率0.1%の報酬を四半期毎に後払いで受領する権限を有します。本報酬は日本における販売会社へ支払われる報酬の中に含まれます。

投資運用会社は、その受領する報酬から副投資運用会社の報酬を支払います。管理会社は、ファンドに対し、投資運用会社、副投資運用会社および販売会社にファンドの資産から直接これらの報酬を支払うことを指示することができます。かかる場合には、管理会社に支払われるべき管理報酬はそれに応じて減額されます。

管理報酬は、各クラスの日々の純資産総額に基づき毎日発生し、四半期(またはファンドとの間で合意されるそれより長い期間)毎に後払いされます。

サブ・ファンドまたは株式のクラスに関し、管理会社は、いかなる時も、その絶対的裁量において、その報酬の全部または一部を放棄し、または割戻しを受けること、および/またはその他の費用の一部または全部を吸収することを選択することができます。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## 管理報酬

管理会社の義務および責任を遂行するための対価として、管理会社は、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額について、各サブ・ファンドの各クラスの純資産総額の年率2%を上限とする管理報

酬を、適切な領収書で裏付けられる費用と共に受領する権利を有します。各サブ・ファンドの各クラスの年間管理報酬は下表をご参照ください。

管理報酬は、各クラスの日々の純資産総額に基づき毎日発生し、四半期（またはファンドとの間で合意されるそれより長い期間）毎に後払いされます。

さらに、管理会社は、自らが提供する業務に関して、ファンドの資産からクーリエ手数料および通信費および経費（通常の商業レートによるものとし、付加価値税（もしあれば）が含まれます。）を含むすべての合理的な支出額の払戻しを受ける権利を有するものとします。

その職務および責任の遂行に対する支払として、投資運用会社および主販売会社は、管理報酬から支払われる報酬を受領する権利を有します。投資運用会社および主販売会社はそれぞれ、自己の報酬の一部を副投資運用会社および販売会社に対して支払うことができます。

サブ・ファンドまたは株式のクラスに関し、管理会社は、いかなる時も、その絶対的裁量において、その報酬の全部または一部を放棄し、または割戻しを受けること、および/またはその他の費用の一部または全部を吸収することを選択することができます。

（後略）

#### （４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

リサーチ

管理会社および投資運用会社はそれぞれ、本投資法人へのサービス提供に関連して第三者から受領したすべてのリサーチ（FCA規則に定義される）について、自身の資金から直接支払いを行います。

（後略）

<訂正後>

（前略）

リサーチ

投資運用会社は、本投資法人へのサービス提供に関連して第三者から受領したすべてのリサーチ（FCA規則に定義される）について、自身の資金から直接支払いを行います。

（後略）

### 第3 外国投資証券事務の概要

<訂正前>

#### 1 ファンド株式の名義書換

ファンド株式の登録・名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ L - 1748、ルー・エマー通り6番地

日本の株主については、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社を通じて名義書換が行われます。それ以外の株主については本人の責任で手続を行うものとします。

名義書換の費用は徴収されません。

(後略)

<訂正後>

#### 1 ファンド株式の名義書換

ファンド株式の登録・名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ L - 1748、ルー・エマー通り6番地

日本の株主については、ファンド株式の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社を通じて名義書換が行われます。それ以外の株主については本人の責任で手続を行うものとします。

名義書換の費用は徴収されません。

(後略)

## 定 義

&lt;訂正前&gt;

- 「累積型株式」 分配金の支払いを行わないファンドの株式をいいます。
- 「管理事務代行会社」 ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、および/またはCSSFの要件に従ってファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の者をいいます。  
(中略)
- 「CSSF」 ルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)をいいます。
- 「ファンド」 バークレイズ・ポートフォリオ(英文名:Barclays Portfolios SICAV)をいいます。  
(中略)
- 「保管銀行」 ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E、ルクセンブルグ支店、および/またはCSSFの事前の承認を得て、ファンドの保管銀行として任命されたその他の者をいいます。  
(中略)
- 「海外における販売会社」 バークレイズ・バンク・ピーエルシー(マン島支店、ジャージー支店およびガーンジー支店を含む)、および/または海外においてファンド株式を販売する者または販売のアレンジを行う者として管理会社が任命したその他の者または会社をいいます。  
(中略)
- 「投資運用会社」 バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび/または管理会社によりファンドもしくはサブ・ファンドの投資運用会社として任命されたその他の者をいいます。
- 「重要投資者情報文書」 各株式クラスの重要投資者情報文書をいいます。
- 「管理会社」 バークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドをいいます。  
(後略)

<訂正後>

- 「累積型株式」 分配金の支払いを行わないファンドの株式をいいます。
- 「管理事務代行会社」 ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E、および/またはCSSFの要件に従ってファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の者をいいます。  
(中略)
- 「CSSF」 ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) をいいます。
- 「CSSF規則」 CSSFの規則 (随時変更されます。) をいいます。
- 「ファンド」 バークレイズ・ポートフォリオ ( 英文名 : Barclays Portfolios SICAV ) をいいます。  
(中略)
- 「保管銀行」 ノーザン・トラスト・グローバル・サービス S E、および/またはCSSFの事前の承認を得て、ファンドの保管銀行として任命されたその他の者をいいます。  
(中略)
- 「海外における販売会社」 ファンド株式を販売する者または販売のアレンジを行う者として主販売会社が任命した者または会社をいいます。  
(中略)
- 「投資運用会社」 バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび/またはファンドによる同意およびCSSFの要件に従い、管理会社によりファンドもしくはサブ・ファンドの投資運用会社として任命されたその他の者をいいます。
- 「重要投資者情報文書」 各株式クラスの重要投資者情報文書をいいます。
- 「主販売会社」 バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび/またはファンドの同意を得た上で、かつ、CSSFの要件に従い、ファンドに対して販売業務を提供するために管理会社により任命されたその他の者をいいます。
- 「管理会社」 ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイをいいます。  
(後略)



### 第三部 外国投資法人の詳細情報

#### 第1 外国投資法人の追加情報

##### 2 役員の状況

###### <訂正前>

ファンドの取締役は、以下のとおりです。

(2019年2月28日現在)

氏名	役職名	主要略歴
(中略)		
ニコラス・オドノーグ (Nicholas O' Donoghue)	取締役	パークレイズ・バンク・ユークー・ピーエルシーの取締役。 金融業界での経験は20年以上に及び、ウェルズ運用業務、投資銀行業務および商業銀行業務を網羅する。英国在住。

(注)上記の取締役のうち、同日現在、ファンド株式を所有している者はいません。

###### <訂正後>

ファンドの取締役は、以下のとおりです。

(2019年2月28日現在)

氏名	役職名	主要略歴
(中略)		
ニコラス・オドノーグ (Nicholas O' Donoghue)	取締役	パークレイズ・バンク・ユークー・ピーエルシーの取締役。 金融業界での経験は16年以上に及び、ウェルズ運用業務、投資銀行業務および商業銀行業務を網羅する。英国在住。

(注)上記の取締役のうち、同日現在、ファンド株式を所有している者はいません。

#### 第2 手続等

##### 1 申込(販売)手続等

###### <訂正前>

海外における申込(販売)手続等

###### (1) 申込手続き

申込書

すべての申込者は、ファンドに関する申込書に必要事項を完全に記入し(または取締役が承認する条件に基づき申込書が完全に記入されるよう手配し)、顧客を知るための資料およびマネーロンダリング防止の確認に関連して要求されるすべての裏付書類を提出することが必要です。申込書には、申込金額の送金方法の詳細が記載されています。申込書は、ファンドが別段の決定をした場合を除き取消不能です。申込書および裏付書類をファックスで管理事務代行会社宛に送付した場合には、受信されなかった場合などに附随するリスクは申込者の負担となります。また、ファックスで送信された申込書の原本は、裏付書類と共に、管理事務代行会社に対するファックスの送信日から3営業日以内に管理事務代行会社へ送達される必要があります。申込みは、取締役および管理会社が随時定めるその他の方法により実行することができます。申込書の原本が上記の締切時間までに提供されない場合

には、取締役の裁量により、該当するファンド株式が強制的に買戻される場合があります。ただし、管理事務代行会社が申込書の原本を受領するまでは、申込者が買戻請求を行うことはできません。

一定の販売会社は、投資者に対してノミニー業務を提供する場合があります(その資格において、以下「ノミニー」といいます。)、投資者は、この点については、各々の販売会社にお問い合わせください。ファンド株式の申込みは、投資者と当該ノミニーとの間のノミニー契約の条件に基づき行われます。その場合、申込みは当該ノミニーに対して行われ、払込みは当該ノミニーが指定する方法で行われます。当該ノミニーは、ファンド株式の申込みを行い、当該ノミニー契約の条件に基づきファンド株式を保有します。ノミニーを通じてファンド株式を申込み投資者は、関連あるノミニー契約の条項に従って、ノミニーに対して書面による適切な請求書を提出することにより直接的な所有権を請求することができます。

(後略)

#### <訂正後>

海外における申込(販売)手続等

##### (1) 申込手続き

申込書

すべての申込者は、ファンドに関する申込書に必要事項を完全に記入し(または取締役が承認する条件に基づき申込書が完全に記入されるよう手配し)、顧客を知るための資料およびマネーロンダリング防止の確認に関連して要求されるすべての裏付書類を提出することが必要です。申込書には、申込金額の送金方法の詳細が記載されています。申込書は、ファンドが別段の決定をした場合を除き取消不能です。申込書および裏付書類をファックスで管理事務代行会社宛に送付した場合には、受信されなかった場合などに附随するリスクは申込者の負担となります。また、ファックスで送信された申込書の原本は、裏付書類と共に、管理事務代行会社に対するファックスの送信日から3営業日以内に管理事務代行会社へ送達される必要があります。申込みは、取締役および管理会社が随時定めるその他の方法により実行することができます。申込書の原本が上記の締切時間までに提供されない場合には、取締役の裁量により、該当するファンド株式が強制的に買戻される場合があります。ただし、管理事務代行会社が申込書の原本を受領するまでは、申込者が買戻請求を行うことはできません。

主販売会社および一定の販売会社は、投資者に対してノミニー業務を提供する場合があります(その資格において、以下「ノミニー」といいます。)、投資者は、この点については、各々の販売会社にお問い合わせください。ファンド株式の申込みは、投資者と当該ノミニーとの間のノミニー契約の条件に基づき行われます。その場合、申込みは当該ノミニーに対して行われ、払込みは当該ノミニーが指定する方法で行われます。当該ノミニーは、ファンド株式の申込みを行い、当該ノミニー契約の条件に基づきファンド株式を保有します。ノミニーを通じてファンド株式を申込み投資者は、関連あるノミニー契約の条項に従って、ノミニーに対して書面による適切な請求書を提出することにより直接的な所有権を請求することができます。

(後略)

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (5) その他

#### <訂正前>

(前略)

関係法人との契約の更改等に関する手続  
管理会社契約

ファンドまたは管理会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、管理会社契約を終了させることができます。

同契約および関連する非契約的義務はイングランド法に準拠するものとし、イングランド法に従って解釈されるものとします。

#### 投資運用契約

管理会社または投資運用会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、投資運用契約を終了させることができます。

本契約は、イングランド法およびウェールズ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されます。

#### 副投資運用契約

投資運用会社は、副投資運用会社に書面による通知を行うことにより、違約金または補償なしに、いつでも副投資運用契約を終了させる権利を有します。当該通知に別途規定のない限り、終了は、投資運用会社が副投資運用会社に書面による終了の通知の受領の速やかな確認を求め、かつこれを受領次第（Eメールまたは電話により）、直ちに発効します。

（後略）

<訂正後>

（前略）

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 管理会社契約

ファンドまたは管理会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、管理会社契約を終了させることができます。

同契約および関連する非契約的義務はルクセンブルグ法に準拠するものとし、ルクセンブルグ法に従って解釈されるものとします。

#### 投資運用契約

管理会社または投資運用会社は、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、投資運用契約を終了させることができます。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されます。

#### 主販売契約

管理会社、主販売会社またはファンドは、他方の当事者に90日以上前の書面による通知を交付することにより、主販売契約を終了させることができます。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、かつ同法に従い解釈されます。

#### 副投資運用契約

投資運用会社は、副投資運用会社に書面による通知を行うことにより、違約金または補償なしに、いつでも副投資運用契約を終了させる権利を有します。当該通知に別途規定のない限り、終了は、投資運用会社が副投資運用会社に書面による終了の通知の受領の速やかな確認を求め、かつこれを受領次第（Eメールまたは電話により）、直ちに発効します。

（後略）

## 2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（イ）利益相反

（中略）

（ ）ファンドの取締役の一部は、管理会社およびその関連会社に関係しており、または将来に関係する可能性があります。ただし、ファンドの取締役としての資格においては、独立した受託者責任を負うものとして行為し、パークレイズの管理の対象とはなりません。疑義の回避のために付記

すると、取締役は、例えば、ファンドまたは投資運用会社の取締役または従業員として報酬を受領した結果として生じる利益相反についてファンドに説明する責任を負っていません。

(中略)

( ) 保管銀行およびその関連会社は、顧客(保管銀行が保管銀行として行為する顧客を含みます。)に様々なサービスを提供しています。例えば、管理会社は、一定の管理事務代行機能(ファンドの会計、評価、計算および登録・名義書換代行業務を含みます。)をファンドに提供しようとする ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメン・カンパニー・エス・エイ を任命しました。

したがって、潜在的な利益相反が生じる可能性があり、かかる利益相反は、適切に特定、管理および開示されなければなりません。かかる利益相反に関する規制上の要件を満たすために、保管銀行は、自らが株主の最善の利益のために行っていることを確保する手続を策定しています。保管銀行が株主の最善の利益のために行うことを確保する重要な要素として、保管銀行の関連会社が提供する保管機能と他の業務とは、運用上および組織上分離されています。特に、ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメン・カンパニー・エス・エイ が管理事務代行会社または管理会社の業務を提供する場合、それぞれの機能は、相互取締役職(cross-directorship)をほとんどまたは一切置かない、かつ、別個のリスク、事業およびコンプライアンス資源を有する別個の法主体により提供されます。

(中略)

#### 誘因報酬

管理会社 が常に自身に適用ある法令上の要請のすべて(サービス向上および管理会社の最善の利益義務を損なわないことを含みます。)を遵守することを条件として、管理会社は、報酬、手数料または非金銭的利益を販売会社および/またはその他の仲介機関などの第三者に支払うことができます。特定のファンド株式のクラスが認可された仲介機関を通じて購入される場合、管理会社またはその代理として認可された者は、FCA規則が認める場合、当該仲介機関に当初手数料またはトレイル・コミッションを仲介機関に対して支払うことができます。管理会社はまた、請求に応じて、ファンド株式を購入するにあたり、当初手数料またはトレイル・コミッションが支払われる旨を投資主に知らせます。

管理会社は、自らの裁量により、初期手数料の全部または一部を放棄することができ、また投資運用会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、管理会社またはその代理として認可された者は、特定ファンドの保有に関して(認可仲介機関としてファンド株式を保有する投資主を含みます。)、自身の裁量において自身の定期的手数料について現金払戻しを行うことに同意しこれを投資主に支払うことができます。

管理会社が合同ポートフォリオ運用活動一般を行うにあたって、ファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行するまたは他の事業体に行う場合を除き、かつ管理会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、管理会社は第三者から、報酬、手数料または非金銭的利益を受領することができます。

管理会社がファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行し、または他の事業体に行う場合を除き、管理会社は、第三者(もしくは第三者を代理する者)から報酬、手数料または金銭的利益を受領し保有すること、または非金銭的利益を受領することは一切認められていません(ただし、管理会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、特定の受諾可能な少額の非金銭的利益および一定の状況におけるリサーチを除きます。)

管理会社がファンドの一部もしくは全部に対して提供するサービスに関連して、いずれかの第三者(もしくは第三者を代理する者)から支払われたもしくは提供された何らかの報酬、手数料または金銭的利益を投資運用会社が受領する場合、投資運用会社はそれらの受領後合理的に可能な限り速やかに、かかるファンドに当該報酬、手数料または金銭的利益を返還するものとします。また、ファンドへの投資者は、本投資法人の年次報告書によって報酬、手数料またはその他の金銭的利益について通知されるものとします。

## (口) 取引手数料の利用

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## (イ) 利益相反

(前略)

- ( ) ファンドの取締役の一部は、投資運用会社、主販売会社およびそれらの関連会社に関係しており、または将来に関係する可能性があります。ただし、ファンドの取締役としての資格においては、独立した受託者責任を負うものとして行い、投資運用会社または同一グループの会社のその他の構成会社の管理の対象とはなりません。疑義の回避のために付記すると、取締役は、例えば、ファンドまたは投資運用会社の取締役または従業員として報酬を受領した結果として生じる利益相反についてファンドに説明する責任を負っていません。

(中略)

- ( ) 保管銀行およびその関連会社は、顧客(保管銀行が保管銀行として行いする顧客を含みます。)に様々なサービスを提供しています。例えば、管理会社は、一定の管理事務代行機能(ファンドの会計、評価、計算および登録・名義書換代行業務を含みます。)をファンドに提供するよう ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SE を任命しました。

したがって、潜在的な利益相反が生じる可能性があり、かかる利益相反は、適切に特定、管理および開示されなければなりません。かかる利益相反に関する規制上の要件を満たすために、保管銀行は、自らが株主の最善の利益のために行っていることを確保する手続を策定しています。保管銀行が株主の最善の利益のために行いすることを確保する重要な要素として、保管銀行の関連会社が提供する保管機能と他の業務とは、運用上および組織上分離されています。特に、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SE が管理事務代行会社または管理会社の業務を提供する場合、それぞれの機能は、相互取締役職(cross-directorship)をほとんどまたは一切置かない、かつ、別個のリスク、事業およびコンプライアンス資源を有する別個の法主体により提供されます。

(中略)

## 誘因報酬

ファンドが常に自身に適用ある法令上の要請のすべて(サービス向上およびファンドの最善の利益義務を損なわないことを含みます。)を遵守することを条件として、ファンドは、報酬、手数料または非金銭的利益を販売会社および/またはその他の仲介機関などの第三者に支払うことができます。特定のファンド株式のクラスが認可された仲介機関を通じて購入される場合、ファンドまたはその代理として認可された者は、CSSF規則が認める場合、当該仲介機関に当初手数料またはトレイル・コミッションを仲介機関に対して支払うことができます。ファンドはまた、請求に応じて、ファンド株式を購入するにあたり、当初手数料またはトレイル・コミッションが支払われる旨を投資主に知らせます。

ファンドは、自らの裁量により、初期手数料の全部または一部を放棄することができ、また常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、ファンドまたはその代理として認可された者は、特定ファンドの保有に関して(認可仲介機関としてファンド株式を保有する投資主を含みます。)、自身の裁量において自身の定期的手数料について現金払戻しを行うことに同意しこれを投資主に支払うことができます。

ファンドが合同ポートフォリオ運用活動一般を行うにあたって、ファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行するまたは他の事業体に行いを命じる場合を除き、かつファンドが常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、ファンドは第三者から、報酬、手数料または非金銭的利益を受領することができます。

ファンドがファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行し、または他の事業体に行いを命じる場合を除き、ファンドは、第三者(もしくは第三者を代理する者)から報酬、手数料または

金銭的利益を受領し保有すること、または非金銭的利益を受領することは一切認められていません(ただし、ファンドが常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、特定の受諾可能な少額の非金銭的利益および一定の状況におけるリサーチを除きます。)。

ファンドがファンドの一部もしくは全部に対して提供するサービスに関連して、いずれかの第三者(もしくは第三者を代理する者)から支払われたもしくは提供された何らかの報酬、手数料または金銭的利益を投資運用会社が受領する場合、それらの受領後合理的に可能な限り速やかに、かかるファンドに当該報酬、手数料または金銭的利益を返還するものとします。また、ファンドへの投資者は、ファンドの年次報告書によって報酬、手数料またはその他の金銭的利益について通知されるものとします。

投資運用会社は、報酬、手数料、金銭的利益または非金銭的利益が第三者または第三者を代理して行為する者により支払われまたは提供される場合、報酬、手数料または金銭的利益を受領または保有せず、非金銭的利益を受領しません(ただし、受領可能な少額の非金銭的利益を除きます。)。かかる取決めは、以下の条件に従うものとします。

( i ) 投資運用会社は、ソフト・コミッションの取決めを締結する際、常に、ファンドおよび管理会社の最善の利益になるように行為すること。

( ) 提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社の活動と直接関係するものであること。

( ) ファンドのためのポートフォリオ取引に関する仲介手数料の支払は、投資運用会社により、個人ではなく事業体であるブローカー・ディーラーに対して行われること。

( ) 投資運用会社は、自己が受領するサービスの性質を含むソフト・コミッションの取決めに関して管理会社に対して報告書を提供すること。

(ロ) 取引手数料の利用

(後略)

### 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

株主の権利

株主の有する主な権利は次のとおりです。

(中略)

(ホ) 書類閲覧権

(中略)

以下の書類の写し(随時行われる変更を含みます。)は、ファンドおよび管理会社の登記上の事務所において、土日および法定休日を除く日の通常の営業時間内に、無料で閲覧することができます。

(a) ファンドの定款

(b) 保管および支払代行契約

(c) 中央管理事務代行業務契約

(d) 管理会社契約

(e) 投資運用契約

(f) 海外における各販売会社との間の契約

(g) ファンドの英文目論見書およびKey Investor Information Documents(重要投資者情報文書)

(h) ファンドの最新の年次財務書類および中間財務書類(発行後速やかに)

(後略)

<訂正後>

(前略)

株主の権利

株主の有する主な権利は次のとおりです。

(中略)

(ホ)書類閲覧権

(中略)

以下の書類の写し(随時行われる変更を含みます。)は、ファンドおよび管理会社の登記上の事務所において、土日および法定休日を除く日の通常の営業時間内に、無料で閲覧することができます。

(a) ファンドの定款

(b) 保管契約

(c) 中央管理事務代行業務契約(修正再表示済)

(d) 管理会社契約

(e) 投資運用契約

(f) 主販売契約

(g) ファンドの英文目論見書およびKey Investor Information Documents(重要投資者情報文書)

(h) ファンドの最新の年次財務書類および中間財務書類(発行後速やかに)

(i) 販売会社との間の契約

(後略)

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

投資運用会社

(2) 運用体制

<訂正前>

投資運用会社は、管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、管理会社および取締役会の監督および指図に常に従って、ファンドの資産の投資の運用について責任を負います。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、ファンドの助言および同意のもと、管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドをファンドの投資運用会社に任命しています。投資運用会社は、管理会社および取締役会の監督および指図に常に従って、ファンドの資産の投資の運用について責任を負います。

(後略)

## 2 その他の関係法人の概況

&lt;訂正前&gt;

## (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

管理会社

パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド(Barclays Asset Management Limited) (管理会社)

## (1) 資本金の額

2018年11月末現在、払込済資本金の額は、575,000英ポンド(約83百万円)です。

## (2) 事業の内容

パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドは、2009年8月14日にイングランドおよびウェールズにおいて設立された非公開の株式有限責任会社です。その最終持株会社はイングランドおよびウェールズにおいて設立された会社であるパークレイズ・ピーエルシーです。パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドはFCAによって承認され、FCAの規制を受けています。

保管銀行

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch) (保管銀行)

## (1) 資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eの発行済株式資本の額は、2018年11月末現在、387,067,791ユーロ(約500億円)です。

## (2) 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、ルクセンブルグ支店は、英国、E14 5NT ロンドン、50バンク・ストリートにその本社を有するイングランド法に基づき設立された会社であるノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eのルクセンブルグ支店です。同社は金融部門に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に基づく銀行業務を行うための免許の交付を受けており、資金の預託業務および支払代行業務を専門としています。

管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)

(管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社)

## (1) 資本金の額

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイの資本金の額は、2018年11月末現在、3,000,000ユーロ(約3億8,757万円)です。



## (2) 事業の内容

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイはルクセンブルグ法に基づき、株式会社 (société anonyme) の形態で設立されており、CSSFの規制を受けます。登記上の事務所はルクセンブルグ大公国、セニンガーバーク L - 1748、ルー・エマー通り 6 番地にあります。最終的な持ち株会社は、米国で創立したノーザン・トラスト・コーポレーションになります。

— 代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社 (代行協会員および日本における販売会社)

(中略)

## (2) 関係業務の概要

管理会社

パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド

(Barclays Asset Management Limited) (管理会社)

ファンドは、ファンドおよび管理会社との間の管理会社契約 (その時々の変更を含みます。) に従い、パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドを2010年法の意味の範囲内におけるその管理会社として任命しました。パークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッドは、取締役会の全体的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

保管銀行

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、ルクセンブルグ支店

(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch) (保管銀行)

ファンドは、ファンドと管理会社と保管銀行との間の保管契約 (その時々の変更を含みます。) に基づき、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E、ルクセンブルグ支店をファンド資産の保管銀行に任命しました。

(中略)

管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)

(管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社)

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、ファンドと管理会社と管理事務代行会社との間の中央管理事務代行業務契約 (その時々の変更を含みます。) に基づき、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社に任命されました。

管理事務代行会社は、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務を行います。

\_\_ 代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社(代行協会員および日本における販売会社)

(後略)

<訂正後>

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

管理会社

ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

(FundRock Management Company S.A.) (管理会社)

(1) 資本金の額

管理会社の株式資本(全額引受済かつ払込済)は、現在、10,000,000ユーロ(約13億円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.19円)によります。

(2) 事業の内容

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、公開有限責任会社として設立されました。

管理会社は、2010年法に基づき、同法第15章に定められた管理会社として行為することをCSSFにより認可されています。

管理会社は、ルクセンブルグの商業・会社登録簿(Registre de Commerce et des Sociétés de Luxembourg)に番号B 104.196で登録されています。

保管銀行

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

(Northern Trust Global Services SE) (保管銀行)

(1) 資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eの発行済株式資本の額は、2018年11月末現在、387,067,791ユーロ(約500億円)です。

(2) 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eは、欧州会社として設立された信用機関であり、欧州中央銀行およびCSSFの監督に服し、ルクセンブルグの金融セクターに関する1993年4月5日法、パート1、第1章に従い、ルクセンブルグで認可され、ルクセンブルグの商業登録簿(Luxembourg Business Registers)に番号B 232281で登録されています。登記上の事務所はルクセンブルグ大公国、セニンガーバーク L - 1748、ルー・エマー通り6番地にあり、最終的な持ち株会社は、米国で創立したノーザン・トラスト・コーポレーションになります。

管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

(Northern Trust Global Services SE)

(管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社)

上記「保管銀行」を参照のこと。

主販売会社

パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド

(Barclays Investment Solutions Limited) (主販売会社)

前記「1 資産運用会社の概況、投資運用会社」を参照のこと。

代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社(代行協会員および日本における販売会社)

(中略)

## (2) 関係業務の概要

管理会社

ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

(FundRock Management Company S.A.) (管理会社)

ファンドは、ファンドおよび管理会社との間の管理会社契約(その時々の変更を含みます。)に従い、ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイを2010年法の意味する範囲内におけるその管理会社として任命しました。ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、取締役会の全体的な監督に従い、ファンドに対する投資運用業務、管理業務および販売業務の提供に責任を負います。

保管銀行

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

(Northern Trust Global Services SE) (保管銀行)

ファンドは、ファンドと管理会社と保管銀行との間の保管契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eをファンド資産の保管銀行に任命しました。

(中略)

管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S E

(Northern Trust Global Services SE)

(管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社)

ファンドの助言および同意のもと、ファンドと管理会社と管理事務代行会社との間の中央管理事務代行業務契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、管理会社は、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ S Eをファンドの管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および所在地事務代行会社に任命しました。

管理事務代行会社は、管理会社の全般的監督の下で、純資産価格の計算およびファンドの財務書類の作成を含むファンドの管理事務代行業務を行います。

主販売会社

パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド

(Barclays Investment Solutions Limited) (主販売会社)

ファンドの助言および同意のもと、ファンドと管理会社と主販売会社との間の主販売契約(その時々の変更を含みます。)に基づき、管理会社は、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドを、主販売会社に任命しました。主販売契約に基づき、主販売会社は一もしくは複数の販売会社、販売代理人および/または仲介業者を任命することができます。

代行協会員および日本における販売会社

S M B C 日興証券株式会社(代行協会員および日本における販売会社)

(後略)